

久留米市屋外広告物の許可地域区分の一部変更について (平成30年3月30日施行)

【問い合わせ先】 〒830-8520 久留米市城南町 15 番地 3 久留米市役所 都市建設部
都市計画課 【担当】 福山, 濱田
TEL 0942-30-9083 FAX 0942-30-9714

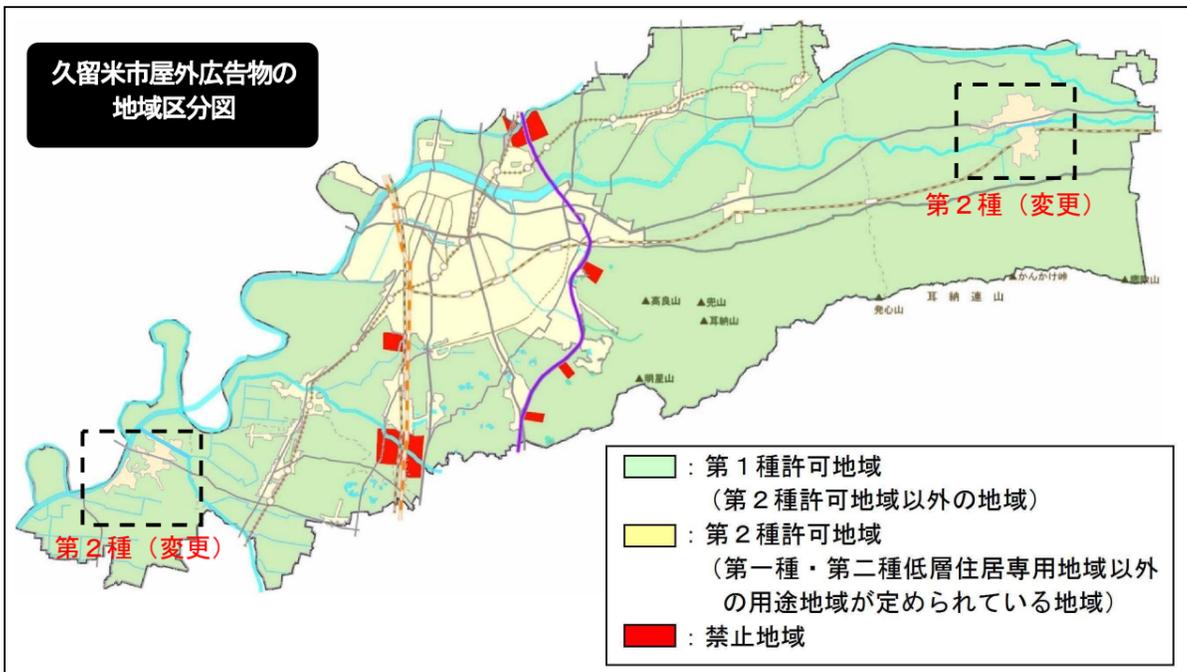
田主丸地域と城島地域の一部において、許可地域区分が変更されました
(第1種許可地域 ⇒ 第2種許可地域)。

平成30年3月30日以降に屋外広告物を掲出、変更する場合は、新たな許可地域の基準が適用されます。

【変更の経緯】

屋外広告物の地域区分は、久留米市屋外広告物条例施行規則の規定により、用途地域の有無、種類により許可地域が区分されています。

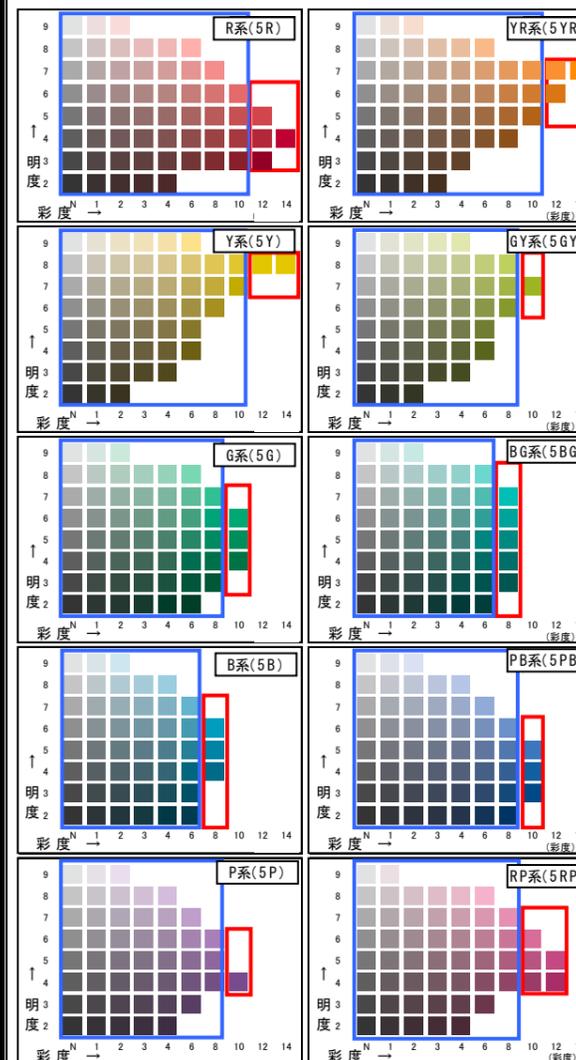
都市計画の見直しに伴い、田主丸地域・城島地域へ用途地域が指定されたため、下図のように、第1種許可地域から第2種許可地域へ屋外広告物の地域区分が変更されました。



※ 掲載内容は、久留米市屋外広告物条例及び施行規則を簡略化した表現を用いていますのでご注意ください。

種類		第1種許可地域	第2種許可地域
独立広告 	高さ	$H \leq 10\text{m}$	$H \leq 15\text{m}$
	面積	$S \leq 20\text{m}^2$ (1基当り)	$S \leq 50\text{m}^2$ (1基当り)
	色彩	有り (別図に示す)	—
屋上広告 	高さ	$H \leq 1/3h$ $H + h \leq 50\text{m}$	$H \leq 1/2h$ $H + h \leq 50\text{m}$
	色彩	有り (別図に示す)	—
壁面広告 	面積	$S \leq 1/5S'$ (1壁面当り)	$S \leq 1/3S'$ (1壁面当り)
	色彩	有り (別図に示す)	—
突出広告 	面積	$S \leq 5\text{m}^2$ (1壁面当り)	$S \leq 30\text{m}^2$ (1壁面当り)
	色彩	有り (別図に示す)	—
広告物が道路に突出する場合には道路占用許可が必要			
電柱広告 	高さ	$H \leq 1.8\text{m}$ $h \geq 1.2\text{m}$	
	幅	$b \leq 0.8\text{m}$ (出幅 $\leq 0.8\text{m}$)	
立看板 	高さ	$H \leq 2.0\text{m}$ $h \leq 0.3\text{m}$ $b \leq 1.0\text{m}$	
	面積	$S \leq 1.0\text{m}^2$	
定期路線バス 	面積	$S \leq 5\text{m}^2$ $S' \leq 0.5\text{m}^2$	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓面利用の場合は側面及び後面のみで各窓面面積の30%以内とする ・ 色彩、意匠等は、良好な景観の形成に配慮したものとする ・ 電光表示装置などを用いないこと ・ 発光、蛍光その他の反射効果をもつ材質を用いないこと 		

屋外広告物における色彩基準の範囲



第1種許可地域に適用

自然環境及び住宅環境への影響が特に大きい地域であるため、広告物の地色に高彩度な色彩の使用を禁止する

- 彩度 10 以下
R, YR, Y
- 彩度 8 以下
G, GY, P, PB, RP
- 彩度 6 以下
B, BG

※但し、自家用広告物は除く

赤囲みは高彩度色の範囲を示す

※ここに表現されている色彩は印刷によるものであり、正確なマンセル値とは異なるため、実際の色彩は色票で確認して下さい。